

## 安全データシート

### 1. 化学品及び会社情報

化学品の名称 : 過塩素酸(70%)  
SDSコード : E9-14  
供給者の会社名称 :  
林純薬工業株式会社  
住所 : 大阪府大阪市中央区内平野町 3 丁目 2 番 12 号  
電話番号 : 06-6910-7305  
E-mail : shiyaku\_kikaku@hpc-j.co.jp  
URL : <https://www.hpc-j.co.jp/>  
緊急連絡電話番号 : 06-6910-7305

### 2. 危険有害性の要約

#### GHS 分類

物理的危険性	鈍性化爆発物	分類できない	
	爆発物	分類できない	
	可燃性ガス	区分に該当しない	
	エアゾール	分類できない	
	酸化性ガス	区分に該当しない	
	高压ガス	区分に該当しない	
	引火性液体	分類できない	
	可燃性固体	区分に該当しない	
	自己反応性化学品	分類できない	
	自然発火性液体	分類できない	
	自然発火性固体	区分に該当しない	
	自己発熱性化学品	分類できない	
	水反応可燃性化学品	分類できない	
	酸化性液体	区分 1	
	酸化性固体	区分に該当しない	
	有機過酸化物	分類できない	
	金属腐食性化学品	区分 1	
	健康有害性	急性毒性(経口)	区分 4
		急性毒性(経皮)	分類できない
		急性毒性(吸入: 気体)	区分に該当しない
急性毒性(吸入: 蒸気)		分類できない	
急性毒性(吸入: 粉じん、ミスト)		分類できない	
皮膚腐食性/刺激性		区分 1	
眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性		区分 1	
呼吸器感作性		分類できない	
皮膚感作性		分類できない	
生殖細胞変異原性		分類できない	
発がん性	区分 2		
生殖毒性	区分 2		
特定標的臓器毒性(単回ばく露)	区分 3(気道刺激性)		
特定標的臓器毒性(反復ばく露)	区分 1(甲状腺)		

	誤えん有害性	分類できない
環境有害性	水生環境有害性 短期(急性)	区分に該当しない
	水生環境有害性 長期(慢性)	区分に該当しない
	オゾン層への有害性	分類できない

絵表示  
(GHS JP)



GHS03



GHS05



GHS07



GHS08

注意喚起語 (GHS JP)

: 危険

危険有害性 (GHS JP)

: 火災又は爆発のおそれ: 強酸化性物質 (H271)  
 金属腐食のおそれ (H290)  
 飲み込むと有害 (H302)  
 重篤な皮膚の薬傷及び眼の損傷 (H314)  
 呼吸器への刺激のおそれ (H335)  
 発がんのおそれの疑い (H351)  
 生殖能又は胎児への悪影響のおそれの疑い (H361)  
 長期にわたる、又は反復ばく露による臓器の障害 (甲状腺) (H372)

注意書き (GHS JP)

安全対策

: 使用前に取扱説明書を入手すること。(P201)  
 全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。(P202)  
 熱、高温のもの、火花、裸火及び他の着火源から遠ざげること。禁煙。(P210)  
 衣類及び可燃物から遠ざげること。(P220)  
 他の容器に移し替えないこと。(P234)  
 粉じん/煙/ガス/ミスト/蒸気/スプレーを吸入しないこと。(P260)  
 取扱い後は手、前腕および顔をよく洗うこと。(P264)  
 この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。(P270)  
 屋外又は換気の良い場所でだけ使用すること。(P271)  
 保護手袋/保護衣/保護眼鏡/保護面を着用すること。(P280)  
 防火服又は防災服を着用すること。(P283)

応急措置

: 飲み込んだ場合: 気分が悪いときは医師に連絡すること。(P301+P312)  
 飲み込んだ場合: 口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。(P301+P330+P331)  
 皮膚(又は髪)に付着した場合: 直ちに汚染された衣類を全て脱ぐこと。皮膚を水で洗うこと。(P303+P361+P353)  
 吸入した場合: 空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。(P304+P340)  
 眼に入った場合: 水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。(P305+P351+P338)  
 衣類にかかった場合: 服を脱ぐ前に、直ちに汚染された衣類及び皮膚を多量の水で洗うこと。(P306+P360)  
 ばく露又はばく露の懸念がある場合: 医師の診察/手当てを受けること。(P308+P313)  
 直ちに医師に連絡すること。(P310)  
 気分が悪いときは、医師の診察/手当てを受けること。(P314)  
 汚染された衣類を再使用する場合には洗濯をすること。(P363)  
 火災の場合: 消火するために適切な消火剤を使用すること。(P370+P378)  
 大火災の場合で大量にある場合: 区域から退避させ、爆発の危険性があるため、離れた距離から消火すること。(P371+P380+P375)  
 物的被害を防止するためにも流出したものを吸収すること。(P390)

保管

: 換気の良い場所で保管すること。容器を密閉しておくこと。(P403+P233)  
 施錠して保管すること。(P405)  
 耐腐食性/耐腐食性内張りのある耐腐食性容器に保管すること。(P406)  
 隔離して保管すること。(P420)

廃棄

: 内容物/容器を国際、国、都道府県又は市町村の規則に従って廃棄すること。(P501)

### 3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別 : 混合物

化学名又は一般名	濃度又は濃度範囲	化学式	官報公示整理番号		CAS RN
			化審法番号	安衛法番号	
過塩素酸	約 70%	HClO <sub>4</sub>	(1)-221	既存化学物質	7601-90-3
水	約 30%	H <sub>2</sub> O	-	-	7732-18-5

上記濃度又は濃度範囲は、規格値ではありません。

上記濃度又は濃度範囲に記載の%は、個別表記があるものを除き、全て質量%となります。

### 4. 応急措置

#### 応急措置

- 吸入した場合 : 空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。  
直ちに医師に診断／手当てを受けること。
- 皮膚に付着した場合 : 汚染された衣類を直ちに全て脱ぐこと。  
多量の水と石鹼で優しく洗うこと。  
直ちに医師に診断／手当てを受けること。
- 眼に入った場合 : 眼に入った場合: 水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用して  
いて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。  
直ちに医師に診断／手当てを受けること。
- 飲み込んだ場合 : 無理に吐かせないこと。  
水を大量に飲ませる。  
口をすすぐこと。  
直ちに医師に診断／手当てを受けること。

### 5. 火災時の措置

- 適切な消火剤 : 水噴霧
- 使ってはならない消火剤 : 泡消火剤、乾燥粉末消火剤、強い水流は使用しない。
- 火災危険性 : 火災助長のおそれ: 酸化性物質。
- 爆発の危険 : 加熱により、容器が爆発するおそれがある。
- 火災時の危険有害性分解生成物 : 火災時に刺激性もしくは有毒なフュームまたはガスを発生する。
- 消火方法 : 着火した場合、初期消火は、火元(燃焼源)を断ち、適切な消火剤を用いて一挙に  
消火する。  
周辺火災の場合、移動可能な容器は速やかに安全な場所に移す。  
移動不可能な場合、容器及び周囲の設備等に散水し、冷却する。  
消火後も大量の水を用いて容器を冷却する。
- 消火時の保護具 : 消火作業の際は、空気呼吸器を含め防護服(耐熱性)を着用する。

### 6. 漏出時の措置

#### 人体に対する注意事項、保護具および緊急時措置

- 一般的措置 : 立ち入る前に、密閉された場所を換気する。  
関係者以外の立ち入りを禁止する。  
直ちに、全ての方向に適切な距離を漏洩区域として隔離する。  
作業の際には、吸い込んだり、眼、皮膚及び衣類に触れないように、必ず適切な  
保護具を着用し、風下で作業行わない。

#### 環境に対する注意事項

- 環境に対する注意事項 : 環境への放出を避けること。  
下水道や公共用水域への侵入を防ぐ。

**封じ込め及び浄化の方法及び機材**

- 浄化方法 : 漏出は、吸収剤を使用してできるだけ素早く回収する。  
できるだけ液体漏出物は密閉容器に回収する。  
回収跡は多量の水で洗い流す。  
可能であれば、洗い流す前に、消石灰、ソーダ灰等で中和する。

**7. 取扱い及び保管上の注意****取扱い**

- 技術的対策 : 吸い込んだり、眼、皮膚及び衣類に触れないように、適切な保護具を着用して作業する。  
漏れ、あふれ、飛散しないように取扱い、ミスト、蒸気の発生を少なくし、換気を十分にする。

- 安全取扱注意事項 : この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。  
取扱い後はよく手を洗うがいをすること。  
作業所の十分な換気を確保する。  
接触、吸入又は飲み込まないこと。

- 接触回避 : 長時間または反復の暴露を避ける。

**保管**

- 安全な保管条件 : 施錠して保管すること。  
直射日光を避け、換気の良い場所に保管する。容器を密閉し、火気、熱源より遠ざける。  
耐腐食性／耐腐食性内張りのある耐腐食性容器に保管すること。

- 安全な容器包装材料 : 遮光した気密容器。

- 技術的対策 : 適用法令を遵守する。

- 保管温度 : 冷暗所保管

**8. ばく露防止及び保護措置**

- 設備対策 : 取扱場所での発生源の密閉化、または局所排気装置、全体換気装置の設置。取扱い場所の近くに安全シャワー、洗眼設備を設け、その位置を明瞭に表示する。

**保護具**

- 皮膚及び身体の保護具 : 不浸透性前掛け、不浸透性作業衣、保護長靴  
眼の保護具 : 保護眼鏡(普通眼鏡型、側板付き普通眼鏡型、ゴーグル型)  
手の保護具 : 不浸透性保護手袋  
呼吸用保護具 : 酸性ガス用防毒マスク

**9. 物理的及び化学的性質**

- 物理状態 : 液体  
外観 : 液体  
色 : 無色  
臭い : 刺激臭  
pH : 強酸性  
融点 : -112 ° C (無水)  
凝固点 : データなし  
沸点 : 203 ° C (72%共沸)  
引火点 : データなし  
自然発火点 : データなし  
分解温度 : データなし  
可燃性 : データなし  
蒸気圧 : データなし

相対密度	: データなし
密度	: 1.76 g/cm <sup>3</sup> (22°C)
相対ガス密度	: データなし
溶解度	: データなし
n-オクタノール/水分配係数 (Log Pow)	: データなし
爆発限界 (vol %)	: データなし
動粘性率	: データなし
粒子特性	: データなし

## 10. 安定性及び反応性

反応性	: データなし
化学的安定性	: 通常の取扱い条件では安定である。
危険有害反応可能性	: 加熱すると分解し、有毒な塩化水素を発生する。また加熱により爆発が起こり得る。多くの有機物と反応し、発火、爆発する可能性がある。還元剤、可燃性物質と接触すると火災や爆発の危険性がある。多くの金属を腐食し、引火爆発性の水素を生じる。
避けるべき条件	: 日光、熱、強酸、強塩基、可燃性物質、還元性物質、有機物、金属との接触。
混触危険物質	: 強酸、強塩基、可燃性物質、還元性物質、有機物、金属
危険有害な分解生成物	: 塩化水素、塩素、水素、酸素

## 11. 有害性情報

製品として	
急性毒性(経口)	区分 4
急性毒性(経皮)	分類できない
急性毒性(吸入)	蒸気:分類できない 気体:区分に該当しない 粉じん、ミスト:分類できない
皮膚腐食性/刺激性	区分 1
眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性	区分 1
呼吸器感作性	分類できない
皮膚感作性	分類できない
生殖細胞変異原性	分類できない
発がん性	区分 2
生殖毒性	区分 2
特定標的臓器毒性(単回ばく露)	区分 3 (気道刺激性)
特定標的臓器毒性(反復ばく露)	区分 1
誤えん有害性	分類できない
過塩素酸	
急性毒性(経口)	【分類根拠】(1)のデータは区分 3~区分 4 に該当する。また(2)のデータは区分 4 に該当する。よって最も件数の多い区分を採用し、区分 4 とした。【根拠データ】(1)ラットの LD50(OECD TG423, GLP): 200~2,000 mg/kg の間(200 mg/kg において死亡例なし、2,000 mg/kg の用量で全数死亡)(REACH 登録情報(Accessed Oct. 2018))(2)ラットの LD50: 1,100 mg/kg (環境省リスク評価第 9 巻(2011))
急性毒性(経皮)	【分類根拠】データ不足のため分類できない。
急性毒性(吸入:気体)	【分類根拠】GHS の定義における液体である。
急性毒性(吸入:蒸気)	【分類根拠】データ不足のため分類できない。
急性毒性(吸入:粉末)	【分類根拠】データ不足のため分類できない。
皮膚腐食性/刺激性	【分類根拠】(1)より、区分 1 とした。【根拠データ】(1)本物質には腐食性があり、皮膚に付くと発赤、痛み、重度の皮膚熱傷を生じるとの報告がある(環境省リスク評価第 9 巻(2011)、NICNAS IMAP(Accessed Oct. 2018))。【参考データ等】(2)既存分類では EU が Skin Corr. 1A に分類しているが、根拠は不明である。
眼に対する重篤な損傷又は刺激性	【分類根拠】(1)、(2)より、区分 1 とした。【根拠データ】(1)本物質には腐食性があり、

過塩素酸	
	眼に入ると発赤、痛み、永久的な視力喪失、重度の熱傷を生じるとの報告がある(環境省リスク評価第9巻(2011)、NICNAS IMAP(Accessed Oct. 2018))。(2)本物質は皮膚腐食性/刺激性で区分1と分類されている。
呼吸器感作性	【分類根拠】データ不足のため分類できない。
皮膚感作性	【分類根拠】データ不足のため分類できない。
生殖細胞変異原性	【分類根拠】(1)、(2)より、ガイダンスに従い分類できないとした。【根拠データ】(1)In vivoでは、本物質のアンモニウム塩をラット及びマウスに経口投与、又はマウスに腹腔内投与した小核試験の結果はいずれも陰性であった(環境省リスク評価第9巻(2011))。(2)In vitroでは、細菌を用いた復帰突然変異試験、マウスリンフォーマ細胞を用いた遺伝子変異試験で陰性の結果が得られている(環境省リスク評価第9巻(2011))。
発がん性	【分類根拠】発がん性に関して、利用可能なヒトを対象とした報告はない。(1)~(3)の試験報告について、本物質の発がん性に関する動物試験は1用量のみ、例数が少ない、病理組織学的評価に制限があるなど、いずれも限定的な知見ではあるが、全体として本物質の長期投与により甲状腺腫瘍の発生増加が生じることを示すには十分な証拠があると考えられる。(4)の状況も考慮して総合的に判断し、区分2とした。【根拠データ】(1)本物質のK塩を雄ラットに10,000 ppmの濃度で2年間飲水投与した結果、投与群では甲状腺の良性腫瘍が4/11例にみられたのに対し、対照群の腫瘍発生率は0/20例であった(環境省リスク評価第9巻(2011))。(2)本物質のNa塩を雌マウスに12,000 ppmの濃度で46週間飲水投与した試験では、投与群で半数が死亡し、生存例の5/6例に甲状腺濾胞細胞がんがみられたが、対照群には腫瘍発生はみられなかった(環境省リスク評価第9巻(2011))。(3)本物質のK塩を雄ラットに1,000 ppmで19週間飲水投与した群と、イニシエーターとしてビス(2-ヒドロキシプロピル)ニトロソアミン(DHPN)を前処置後に同様に本物質K塩を飲水投与した群を比べると、前者では甲状腺に腫瘍発生はみられなかったが、後者では甲状腺の腺腫及びがんの発生率はいずれも100%(20/20例)であった(環境省リスク評価第9巻(2011))。(4)国内外の分類機関による既存分類結果はない。【参考データ等】(5)ヒトでは、職業ばく露や飲み水からの本物質ばく露と、がん死亡率又はがん発生率との明確な関連性を示した報告はない(環境省リスク評価第9巻(2011))。
生殖毒性	【分類根拠】(1)~(3)の結果より、30 mg/kg/dayまでの用量では親動物・児動物に甲状腺影響が明確であったが、親動物の生殖・性機能への影響、胎児・出生児の発生・生後発達への影響は認められていない。一方で、胎児、出生児では母体への低用量投与から、本物質又は塩素が次世代の甲状腺に対し有害影響を及ぼすことが示され、親動物の一般毒性用量で次世代への影響が認められたため、区分2とした。【根拠データ】(1)雌雄ラットに交配10週間前から本物質のアンモニウム塩を飲水投与し、交配・妊娠及び授乳期間を通して投与した試験で、F1には0.3 mg/kg/dayから甲状腺の重量増加及び甲状腺組織の肥大及び過形成、高用量(30 mg/kg/day)では血清中甲状腺関連ホルモン(TSH, T3, T4)の変化がみられたが、親動物の生殖能への影響はみられなかった(環境省リスク評価第9巻(2011))。(2)母ラットに交配2週間前から本物質アンモニウム塩を飲水投与し、未処置の雄と交配させ、妊娠21日まで投与を継続した試験では、母動物に0.01 mg/kg/day以上で血清TSH, T4の減少、30 mg/kg/dayで甲状腺の重量増加及び組織変化(コロイドの減少、肥大、過形成)、血清T3の減少、胎児にも0.01及び1 mg/kg/dayで甲状腺関連所見(血清T3減少、TSH増加、コロイド減少)、30 mg/kg/dayで胎児数の減少及び骨化遅延がみられた(環境省リスク評価第9巻(2011))。(3)母ラットに交配2週間前から本物質アンモニウム塩を飲水投与し、未処置雄と交配し妊娠・分娩させ一部は妊娠21日の屠殺時まで、残りは授乳10日まで投与を継続した試験において、母動物の生殖影響、胎児の発生影響、児動物の生後発達への有害影響はみられず、上記試験と同様に母動物、胎児、出生児に甲状腺影響(重量増加、組織変化、関連ホルモン変動)が認められた(環境省リスク評価第9巻(2011))。【参考データ等】(4)母ラットに本物質アンモニウム塩を授乳10日まで飲水投与し、出生児について授乳期の自発運動量への影響、及び脳と全般的な行動発達への影響を調べたが、母親への30 mg/kg/dayまでの用量投与で児の明確な神経行動学的影響は検出されなかった(環境省リスク評価第9巻(2011))。
特定標的臓器毒性(単回ばく露)	【分類根拠】(1)のデータより、区分3(気道刺激性)とした。【根拠データ】(1)本物質蒸気は眼、皮膚、気道に対して激しい腐食性を示し、蒸気やミストを吸入すると肺水腫を起こすことがある(環境省リスク評価第9巻(2011))。【参考データ等】(2)実験動物ではマウスへの単回経口投与によるLD50は400 mg/kg/dayで、症状は激しい不穏、呼吸困難、チアノーゼ、痙攣であったとの報告がある(GESTIS(Accessed Oct. 2018))。

過塩素酸	
特定標的臓器毒性(反復ばく露)	【分類根拠】反復ばく露による甲状腺影響が(1)のヒトで限定的な知見として、また(2)の動物試験結果から区分1の用量範囲で明瞭に認められたことから、区分1(甲状腺)とした。【根拠データ】(1)ボランティアを対象とした試験としては、本物質のアンモニウム塩やK塩を投与して甲状腺のヨウ素摂取率の低下を認めた報告がある。一方、K塩を最大3 mg/dayで6ヵ月間経口投与したが、甲状腺機能や甲状腺ヨウ素摂取率に影響はなかったとの報告もある。(環境省リスク評価第9巻(2011))。(2)実験動物ではラットに本物質のアンモニウム塩を0.01~10 mg/kg/dayで90日間飲水投与した結果、0.01 mg/kg/day以上で血清T3及びT4の用量相関的な減少(雌雄)、0.1 mg/kg/day以上で血清TSHの増加(雄)がみられたが、甲状腺への有害影響としては区分1の範囲の10 mg/kg/day(本物質換算:8.6 mg/kg/day)で絶対・相対重量の増加(雌雄)、小型濾胞形成やコロイドの減少を伴った濾胞細胞の過形成(雌雄:7/10~9/10)が認められた(環境省リスク評価第9巻(2011))。【参考データ等】(3)本物質のK塩を1,000~20,000 ppmの濃度で6週間~12ヵ月間飲水投与した3つの試験報告や本物質のNa塩をマウスに飲水投与した試験報告があるが、いずれも甲状腺影響を検出した試験報告である(環境省リスク評価第9巻(2011))。(4)カリフォルニア州で飲料水中の本物質濃度と新生児の先天性甲状腺機能低下症、甲状腺刺激ホルモン(TSH)高値との発症率を調べたが、出生状況を適切にマッチングさせた対照群との間に差異はみられなかった(環境省リスク評価第9巻(2011))。
誤えん有害性	【分類根拠】データ不足のため分類できない。

## 12. 環境影響情報

製品として	
水生環境有害性 短期(急性)	区分に該当しない
水生環境有害性 長期(慢性)	区分に該当しない
残留性・分解性	データなし
生体蓄積性	データなし
土壌中の移動性	データなし
オゾン層への有害性	分類できない
過塩素酸	
水生環境有害性 短期(急性)	甲殻類(オオシジコ)48時間 LC50 = 495 mg/L[490 mg ClO <sub>4</sub> <sup>-</sup> /L 換算値]、魚類(ゼブラフィッシュ)96時間 LC50 = 1131 mg/L[1120 mg ClO <sub>4</sub> <sup>-</sup> /L 換算値](ともに環境省リスク評価第9巻: 2011)であることから、区分外とした。
水生環境有害性 長期(慢性)	慢性毒性データを用いた場合、無機化合物につき環境中動態が不明であるが、甲殻類(ニセコゼミジコ)の7日間 NOEC(繁殖阻害) = 10.1 mg/L[10 mg ClO <sub>4</sub> <sup>-</sup> /L 換算値]、魚類(ファットヘッドミノ)の35日間 NOEC(成長/生存) ≥ 495 mg/L [≥ 490 mg ClO <sub>4</sub> <sup>-</sup> /L 換算値](ともに環境省リスク評価第9巻: 2011)であることから、区分外となる。慢性毒性データが得られていない栄養段階(藻類)に対する急性毒性データは得られていない。以上の結果から、区分外とした。

## 13. 廃棄上の注意

化学品(残余廃棄物)	:	都道府県知事の許可を受けた産業廃棄物処理業者に、内容を明示して処理を委託する。
汚染容器及び包装	:	容器の内容物を完全に除去してから廃棄する。 空容器は地域の条例に準拠してリサイクル、再利用または廃棄する必要がある。

## 14. 輸送上の注意

### 国際規制

#### 海上輸送(IMDG)

国連番号(IMDG)	:	1873
正式品名(IMDG)	:	PERCHLORIC ACID
容器等級(IMDG)	:	1

輸送危険物分類 (IMDG)	: 5.1 (8)
危険物ラベル (IMDG)	: 5.1、8
クラス(IMDG)	: 5.1
副次危険性 (IMDG)	: 8
区分(IMDG)	: 5.1
特別規定 (IMDG)	: 900
包装要件(IMDG)	: P502
特別包装規定 (IMDG)	: PP28
ポータブルタンク包装規定 (IMDG)	: T10
輸送特別規定-タンク(IMDG)	: TP1
積載区分 (IMDG)	: D
特性および観察結果 (IMDG)	: Colourless liquid.Mixtures with combustible material may ignite spontaneously and, when involved in a fire, by shock or by friction, may cause an explosion. Highly corrosive to most metals. Causes burns to skin, eyes and mucous membranes. Transport of PERCHLORIC ACID with more than 72% acid, by mass is prohibited.
緊急時応急措置指針番号	: 143
<b>航空輸送(IATA)</b>	
国連番号 (IATA)	: 1873
正式品名 (IATA)	: Perchloric acid
容器等級 (IATA)	: 1
輸送危険物分類 (IATA)	: 5.1 (8)
危険物ラベル (IATA)	: 5.1、8
クラス (IATA)	: 5.1
副次危険性 (IATA)	: 8
区分(IATA)	: 5.1
PCA 微量危険物(IATA)	: E0
特別管制区(PCA)少量危険物(IATA)	: Forbidden
特別管制区(PCA)数量限定物の最大積載量(IATA)	: Forbidden
PCA 包装要件(IATA)	: Forbidden
特別管制区(PCA)最大積載量(IATA)	: Forbidden
CAO 包装要件(IATA)	: 553
貨物機専用(CAO)最大積載量 (IATA)	: 2.5L
ERG コード (IATA)	: 5C
<b>海洋汚染物質</b>	: 非該当
<b>国内規制</b>	
海上規制情報	: 船舶安全法の規定に従う。
航空規制情報	: 航空法の規定に従う。
緊急時応急措置指針番号	: 143
<b>特別な輸送上の注意</b>	: 運搬に際しては、容器の転倒、損傷、落下、荷崩れ等しないように積み込み、漏出のないことを確認する。

## 15. 適用法令

### 国内法令

労働安全衛生法	: 非該当
毒物及び劇物取締法	: 非該当
消防法	: 第6類酸化性液体、過塩素酸(法第2条第7項危険物別表第1・第6類)
外国為替及び外国貿易法	: 輸出貿易管理令別表第1の16の項
船舶安全法	: 酸化性物質類・酸化性物質(危規則第2. 3条危険物告示別表第1)
航空法	: 酸化性物質類・酸化性物質(施行規則第194条危険物告示別表第1)
港則法	: その他の危険物・酸化性物質類(酸化性物質)(法第21条第2項、規則第12条、危険物の種類を定める告示別表)
道路法	: 車両の通行の制限(施行令第19条の13、(独)日本高速道路保有・債務返済機構公示第12号・別表第2)



- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 : 特別管理産業廃棄物(法第2条第5項、施行令第2条の4)
- 化学物質排出把握管理促進法(PRTR法) : 【改正後 令和5年4月1日以降】  
第1種指定化学物質(法第2条第2項、施行令第1条別表第1)  
過塩素酸並びにそのアンモニウム塩、カリウム塩、ナトリウム塩、マグネシウム塩及びリチウム塩(管理番号: 602)(70%)

## 16. その他の情報

- 参考文献 : 17322の化学商品(化学工業日報社)  
国際化学物質安全性カード(ICSC)  
独立行政法人 製品評価技術基盤機構(NITE)  
ERG2020版 緊急時応急措置指針(日本規格協会)
- その他の情報 : このSDSは林純薬工業株式会社の著作物です。当該製品の化学物質製品を取り扱う事業者に対して提供するものであり、安全を保証するものではありません。現時点における該当化学物質の情報を全て検証しているわけではありません。当該化学物質について常に未知の危険性が存在するという認識で、製品運搬・開封から廃棄に至るまで、安全を最優先して使用者自己の責任においてご使用下さい。当該化学物質を使用する際は、使用者自ら安全情報を収集すると共に使用される場所・機関・国などの、法規制等については使用者自ら調査し最優先させてください。国または地方の規制についての調査は、当社としては行いかねますので、この問題については使用者の責任で処理願います。当該物質の日本語によるSDSと他国言語にて翻訳されたSDSが存在する場合、内容の相違があるなしに関わらず日本語で記述された文書が優先され他国言語による文書は参考文書とします。